

様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

滋人推第 100 号  
平成21年(2009年)5月8日

宮部龍彦様

滋賀県知事 嘉田 由紀子 印

平成20年6月14日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称または内容	同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの 滋賀県同和対策新推進計画(地区別事業計画)〈改訂計画〉 同和対策地域総合センター要覧 (同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの 滋賀県同和対策新推進計画の全ページ 地域総合センター要覧の最新のものの全ページ)		
2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号	平成20年 6月16日 收受番号 186 番		
3 公文書を公開する日時および場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所	郵送	
4 公文書の公開をしない部分	地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号および同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切		
5 公文書の公開をしない理由	滋賀県情報公開条例第6条第1号に該当 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。 滋賀県情報公開条例第6条第6号に該当 公にすることにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
6 5の理由が消滅する期日	年 月 日		
7 担当部課等	滋賀県県民文化生活部人権施策推進課調整担当 電話番号077-528-3531(直通)		

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

注1 指定された公文書の公開の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ電話等で担当課等まで連絡してください。

2 来庁して公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 写しの交付を送付により行う場合には、3の公開する日時は、写しを送付できる期日を記載しています。

4 6の欄は、請求のあった公文書の一部について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。